



CHECK

相続時精算課税制度

60 歳以上の父母や祖父母から 18 歳以上の子や孫に対して、財産を贈与した場合において選択できる贈与の制度



CHECK

相続時精算課税制度

- 贈与財産の合計が 2500 万円まで非課税
- 2500 万円を超えた場合、超えた部分に対して 20%課税



CHECK

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を一度選択するとその年以降、その贈与者からの贈与は相続時精算課税制度が適用され、暦年課税による贈与に戻ることができない



CHECK

相続時精算課税制度

- 相続発生時に相続財産に加算
- 加算する金額は贈与時の時価になる
- 不動産や株式など、値上がりが期待できそうな財産の場合は、相続税の軽減対策になる



CHECK

相続時精算課税制度

賃貸不動産など収益性がある財産を
早期に贈与することにより、子や孫
が収益を得ることが出来る



CHECK

相続時精算課税制度

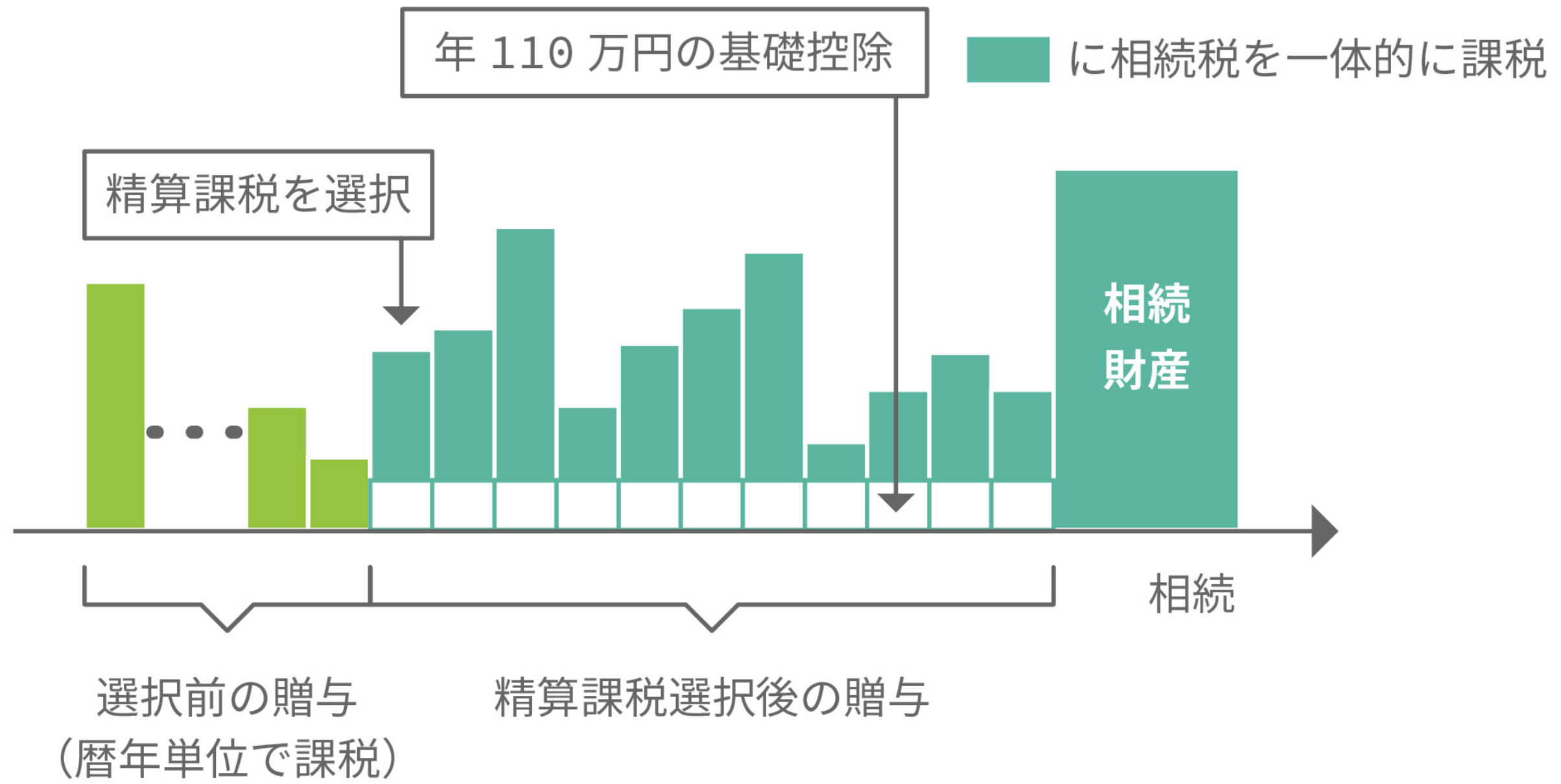
贈与者は資産の増加を抑制することができ、収益の分だけ相続税を軽減することができる



CHECK

相続時精算課税の基礎控除

- 2500万円とは別に、年110万円の基礎控除が認められる
- 基礎控除内の贈与は相続時精算課税制度の場合、生前贈与加算の対象外



選択前の贈与
(暦年単位で課税)

精算課税選択後の贈与



CHECK

生前贈与加算

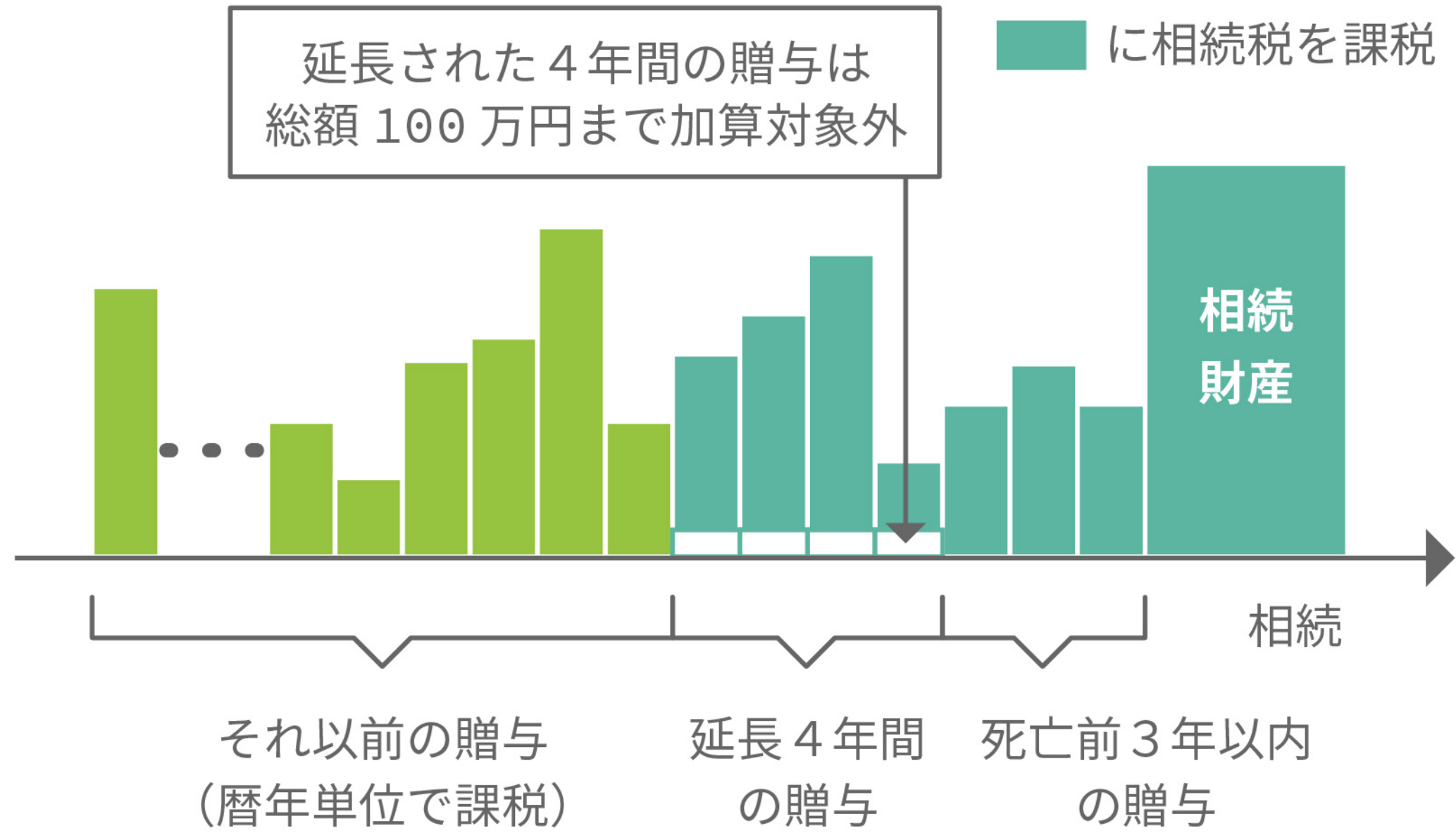
- 贈与者がなくなり、受贈者が法定相続人の場合、相続税の課税価格に加える

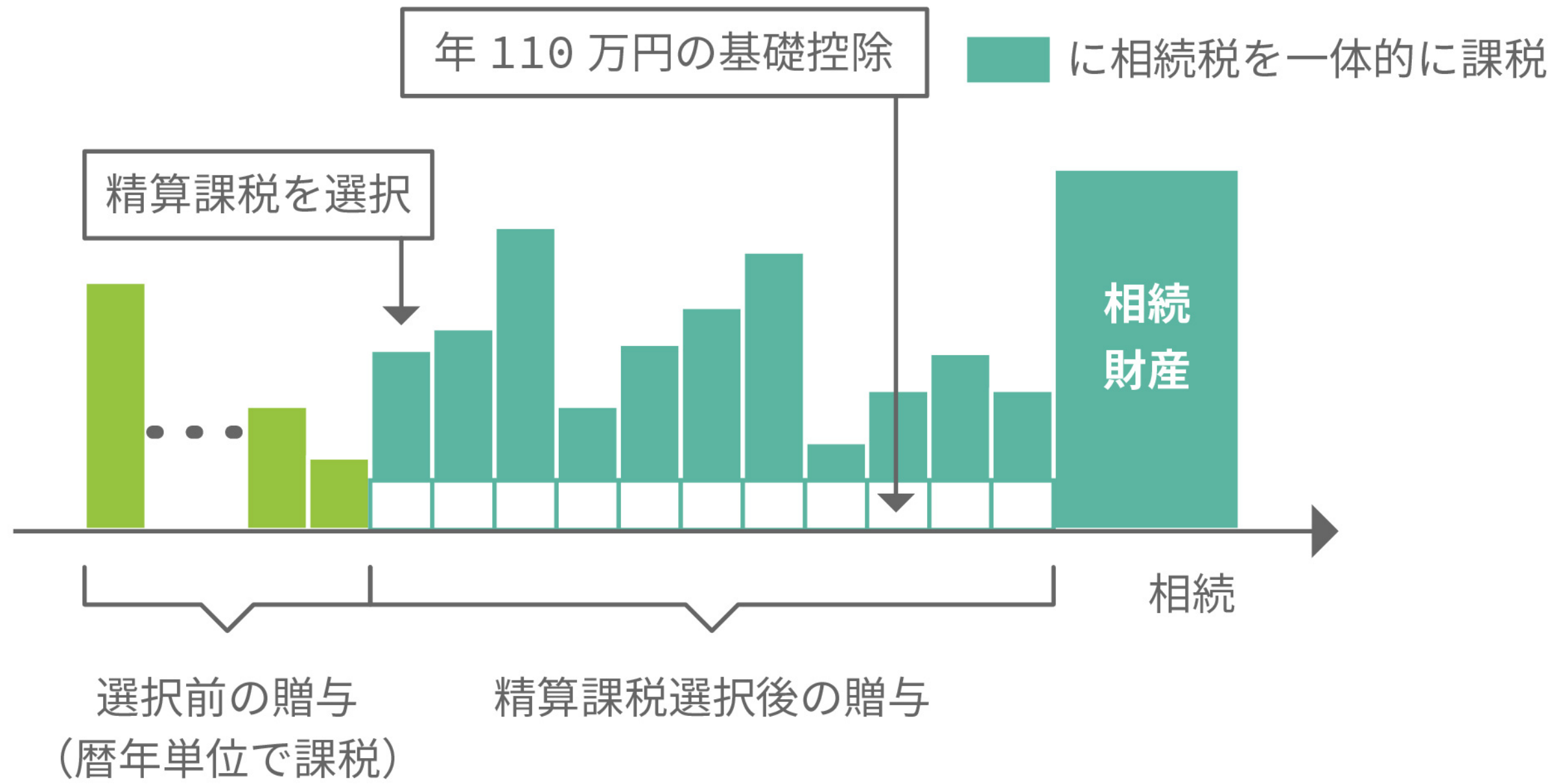


CHECK

生前贈与加算

- 2024年1月1日以降の贈与は生前贈与加算期間が3年から7年に延長





選択前の贈与
(暦年単位で課税)

精算課税選択後の贈与

相続



教育資金の一括贈与

- 2026年3月31日まで延長
- 受贈者が30歳に達するまでに教育資金として支払った金額は、1500万円を限度に非課税



教育資金の一括贈与

- 贈与の期間中に相続が発生し、相続税の課税対象が5億円を超える場合は、残額に対して相続税の加算対象



結婚・子育て資金の一括贈与

- 2025年3月31日まで延長
- 18歳以上50歳未満の子や孫のために、結婚・出産・育児に関する資金を贈与した場合は、1000万円を限度に非課税



結婚・子育て資金の一括贈与

- 受贈者の年齢が 50 歳に達した時の残額について、すべて一般贈与財産として計算を行う



住宅取得等資金の贈与

- 住宅用家屋の新築などのために資金を贈与した場合、
耐震・省エネ住宅は 1000 万円
それ以外は 500 万円まで非課税



住宅取得等資金の贈与

- 2026年12月31日まで延長